

令和6年11月13日

事業者団体の長 殿

建設企業及び道路貨物運送企業の長時間労働改善等に向けた 発注企業における配慮に関する協力要請書

日頃より、行政の推進に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

働き方改革関連法により、時間外労働の上限規制が罰則付きで規定され、建設事業、自動車運転の業務についても上限規制が令和6年4月1日から適用され、更に2024年問題に対応し、物流の持続的成長を図るための改正流通業務総合効率化法及び貨物自動車運送事業法が令和6年5月15日に、建設業の担い手確保を推進するための改正建設業法等（いわゆる「第三次・担い手3法」）が令和6年6月14日にそれぞれ公布されたところです。

これらの業種は、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が多い業種等となっており、従前より当該業種等の事業場に対して長時間労働の是正を求めてきたところですが、根本的な改善を図るためには発注を行う立場の企業（以下「発注者」という。）の協力が必要不可欠であることから、以下について、貴団体の傘下企業等への周知啓発及び取り組みの促進の御協力をお願いしたく、官民一体となり要請申し上げます。

1 建築物等の建設の発注者となる場合

- (ア) 通常必要とされる適切な工期での発注をお願いします。
- (イ) 工事現場の4週8閉所や週休2日を想定した工事の導入のご検討をお願いします。
- (ウ) 自然事象等の不可抗力的な工程遅延時が発生した場合の柔軟な契約変更のご検討をお願いします。
- (エ) 資材等の価格上昇や建設労働者の確保に向けた労働環境改善のために必要となる労務費を考慮した適正な発注価格の設定をお願いします。

2 貨物等の発着荷主となる場合

- (ア) 自動車運転者の長時間の荷待ちを改善するため、納品時間の指定を柔軟にすることや荷役作業の効率化等への配慮をお願いします。
- (イ) 自動車運転者に対する契約にない荷役作業の依頼はしないようお願いします。
- (ウ) 道路貨物運送事業者への標準的な運賃にご理解いただくようお願いします。
- (エ) 発注担当者へ自動車運転者の時間外労働の上限規制や拘束時間等の制限に関して周知いただくようお願いします。

<要請者>

厚生労働省	長崎労働局	局長	倉永	圭介
国土交通省	九州地方整備局	局長	森田	康夫
国土交通省	九州運輸局	局長	原田	修吾
経済産業省	九州経済産業局	局長	星野	光明
公正取引委員会	九州事務所	所長	大矢	一夫
長崎県				
地域振興部		部長	小川	雅純
土木部		部長	中尾	吉宏
一般社団法人長崎県建設業協会		会長	根	眞悟
公益社団法人長崎県トラック協会		会長	馬場	邦彦

(公印省略)
順不同